

規 約 改 正 (案)

規約を下記のとおり改正する。(下線部分)

(事務局)

(旧) 第 18 条 この会に事務局を置く。

2 事務局は、東ト協事務局(教育研修部)が当たる。

(新) 第 18 条 この会に事務局を置く。

2 事務局は、東ト協事務局が当たる。

(施行日)

- 1 この規約は、昭和 59 年 10 月 6 日から実施する。
- 2 この規約は、平成 2 年 4 月 24 日一部改正し、平成 2 年 4 月 24 日から実施する。
- 3 この規約は、平成 5 年 3 月 29 日一部改正し、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。
- 4 この規約は、平成 8 年 6 月 5 日一部改正し、平成 8 年 6 月 5 日から実施する。
- 5 この規約は、平成 9 年 6 月 3 日一部改正し、平成 9 年 6 月 3 日から実施する。
- 6 この規約は、平成 11 年 6 月 2 日に一部改正し、平成 11 年 6 月 2 日から実施する。
- 7 この規約は、平成 12 年 6 月 7 日に一部改正し、平成 12 年 6 月 7 日から実施する。
- 8 この規約は、平成 16 年 6 月 8 日に一部改正し、平成 16 年 6 月 8 日から実施する。
- 9 この規約は、平成 25 年 6 月 5 日に一部改正し、平成 25 年 6 月 5 日から実施する。
- 10 この規約は、平成 27 年 6 月 4 日に一部改正し、平成 27 年 6 月 4 日から実施する。
- 11 この規約は、令和 2 年 6 月 5 日に一部改正し、令和 2 年 6 月 5 日から実施する。